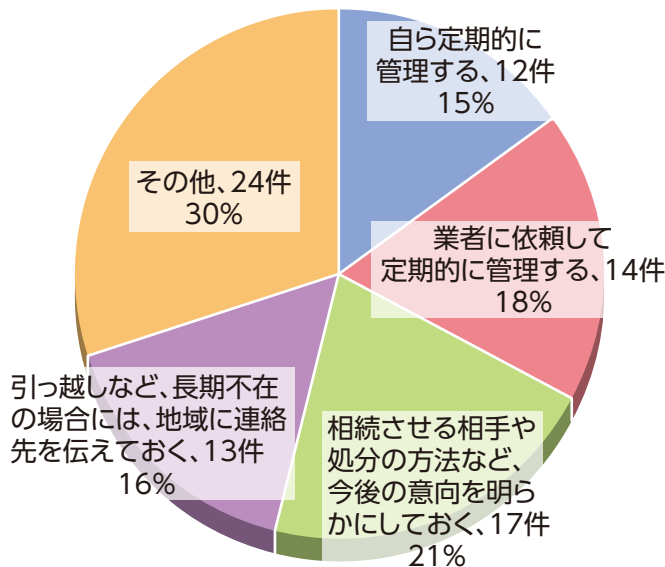




前回の広報うつつのみやプラス「空き家問題」に対して30人の市民の皆さんから意見をいただきました。代表的なものをご紹介します。

**(1) 空き家が管理不全とならないように、所有者はどのような対策を取るべきと考えますか(複数回答可)。**



**■ その他の主な意見**

- ▽たまにでもいいので、地域にあいさつをする。また、所有者の所在・連絡先を明らかにし、空き家に名札を下げておく(築瀬4丁目・80代)。
- ▽空き家のままにしておかない。空き家リストを作り、活用方法を皆で話し合う(上戸祭2丁目・70代)。
- ▽固定資産税の軽減措置特例を廃止すべき。そうすれば市内の空き家の大半が解体されるのでは(一条3丁目・60代)。

**(2) 地域(近所付き合い)として、管理不全な空き家の発生の未然防止や問題の解消に向けて、どのような取り組みができると思いますか。**

- 町会(自治会)名義で、空き家の所有者に、継続的に通知する(一条3丁目・60代)。
- 空き家所有者に対し、連絡先の通知を義務化する(さつき2丁目・60代)。
- 地域に役立つような形(サロンやカフェなど)で管理していく。また、雑草の草むしりなど、地域に根ざした方法で処理する(鶴田町・40代)。
- 日ごろから自治会に加入し関心を持つ。自治会を抜ける人が最近多いが、もう一度考えるべき(茂原町・80代)。
- 個人の生活への影響が多いため発生の未然防止は難しいが、空き家の情報があれば自治会で見守る(ゆいの杜4丁目・70代)。
- 相続人がいても遠くに住んでいて管理できないことがあるため、所有者が元気うちに、庭木の伐採などの声掛けをする(下田原町・70代)。

**前回の広報うつつのみやプラス「空き家問題を考える」の概要**



**空き家問題と向き合う**

核家族化や少子化などを背景に年々増加し続ける空き家。本市でも、管理不全により地域への影響が懸念される「危険な空き家」が増えています。

また皆さんの中にも「親戚など身近な人が今は住んでいるけれども、いずれ空き家になってしまいかも」という人はいませんか。将来、あなたも空き家の所有者になるかもしれません。空き家を「危険な空き家」にしないためには、どうすればいいのでしょうか。

**空き家をどうする**

空き家の管理は所有者の責任ですが、空き家の問題は、所有者の問題に留まらず地域全体の問題にまで波及します。そこで、本市では、所有者の責任を明確にし、地域や行政の役割を明らかにした「宇都宮市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例」を施行しました。

また、地域における空き家台帳の作成や所有者からの委託による樹木伐採や草刈り代行、空き家・店舗再生による「まちづくり」など、本市でも、地域や民間独自の取り組みが始まっています。

広報うつつのみやプラスや政策特集は、皆さんと一緒に考えていただきたいテーマを取り上げ、年4回編集します。



料金受取人払郵便



差出有効期間  
平成28年8月  
15日まで

【切手不要】

3 2 0 8 7 4 0

(受取人)  
宇都宮市旭1丁目1番5号

(宇都宮市役所)  
宇都宮市総合政策部広報広聴課

行



3 2 0 8 7 4 0

3

氏名	住所	
年齢	歳	職業

差し支えがなければ記入してください。広報紙で意見を紹介する際には、氏名の記載はしません。なお、はがきの情報については、目的以外には使用しません。